

野田市告示第69号

野田市農産物直売所の設置及び管理に関する条例(平成19年野田市条例第30号)第11条第3項により野田市農産物直売所の利用料金を定めたので、同条第4項により次のとおり告示する。

令和5年3月30日

野田市長 鈴木 有

- 1 施設名 野田市農産物直売所
- 2 野田市農産物直売所利用料

利用料金の額	直売所を利用して販売した 農産物等の額の15パーセント
--------	--------------------------------